

平成26年度 税制改正

平成26年3月20日に参議院の本会議にて可決・成立したことにより施行される税制改正の中から皆様に関係がありそうな項目についてご説明いたします。

I. 民間投資の活性化

生産性向上設備投資促進税制の創設

産業競争力強化法に規定される、先端設備の導入等の一定の設備投資をした場合（平成26年1月20日から平成29年3月31日までの取得等に適用）即時償却又は税額控除ができる制度を創設。

研究開発税制の拡充

上乘せ措置（増加型・高水準型）について適用期限を3年間延長するとともに、増加型の措置について、試験研究費の増加率に応じて税額控除率を引き上げる仕組みに改組（控除率5%→5%～30%）

II. 中小企業対策

中小企業投資促進税制の拡充と延長（平成29年3月31日まで3年延長）

生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下の企業は10%）を認める。

III. 所得の拡大

所得拡大促進税制の拡大

- ① 給与等支給増加割合の見直し（基準年度と比較して、現行5%以上→平成25, 26年度2%以上 平成27年度3%以上 平成28, 29年度5%以上）
- ② 平均給与等支給額要件の見直し（全従業員の平均→継続従業員の平均）

IV. 個人所得課税

給与所得控除の見直し（給与所得控除の上限額が縮減）

給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（給与所得控除額245万円）を、平成28年より1,200万円（給与所得控除額230万円）に、平成29年より1,000万円（給与所得控除額220万円）に引き下げ

NISAの使い勝手の向上

1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更を認めるとともに、NISA口座を廃止した場合にNISA口座の再開設を認める。

V. 法人課税

復興特別法人税の1年前倒しでの廃止

復興特別法人税を1年前倒しして終了します。（平成26年3月31日までの間に開始する事業年度で終了）

それぞれの改正について適用要件や適用範囲がありますので詳しくは土田会計事務所にお尋ねください。

土田会計事務所

担当：上遠野 雄一

HP <http://www.tsuchida-kaikai.com>
e-mail tsuchida@asahi-net.ne.jp
TEL 03-3981-0328
FAX 03-3981-2567